

競争的研究費等に係る職務権限の明確化について

アルスプラウト 株式会社
(2024 年 11 月 25 日 策定)

- 1 対象となる競争的研究費等（委託研究課題）
 - ・全ての研究課題に関する研究費
- 2 上記課題の事務処理に関する権限と責任（職務分掌）について、当社の職務分掌規程に基づき、全て最高管理責任者が行う。
- 3 上記課題の委託費予算に係る事務処理に関する決裁者及び決裁手続きは、当社の決裁規程に基づき、全て最高管理責任者が行う。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、常時モニタリングを実施し、必要に応じて見直し・指導を行う。
 - (1) 上記2の職務分掌と、業務の実態が乖離していないか。
 - (2) 上記3に基づき、適切な決裁がなされているか。